

板橋区地域連携型商店街事業費補助金交付要綱

(平成30年5月29日区長決定)
(令和元年6月24日区長決定)
(令和2年4月27日区長決定)
(令和3年4月28日区長決定)
(令和4年6月17日区長決定)
(令和7年4月30日区長決定)

(目的)

第1条 この補助金は、板橋区（以下「区」という。）の区域内（以下「区内」という。）の商店街等が地域団体等と連携し、地域のニーズに対応して商店街を含めた地域一帯の賑わい創出に向けて行うイベント事業及び活性化事業に対して必要な補助金を交付することにより、商店街の地域での役割を高め、地域の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条

(1) 「実行委員会等」とは次に掲げるものをいう。

ア 商店街等の区域内（以下「商店街区」という。）を含む地域で活動を行うための会則等を有している実行委員会

イ 地域協議会

(2) 「実行委員会」とは、地域の活性化に向けてイベント事業及び活性化事業を行うため、商店街等が複数の地域団体等と資金や人的資源を出し合って設立された組織をいう。なお、区の外郭団体が地域団体等として実行委員会に加入する場合、実行委員会は外郭団体を除いた複数の地域団体等が加入するものとする。ただし、地域団体等が町会又は自治会の場合、地域団体等は1団体での構成を可能とする。

(3) 「地域協議会」とは、これまで板橋区地域連携型モデル商店街事業で支援を行った事業実施のために設立された商店街等と複数の地域団体等で組織する協議会をいう。

(4) 「商店街等」とは、次に掲げるものをいう。

ア 商店街

イ 商店街の連合会

(5) 「商店街」とは、次に掲げるものをいう。

ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）により設立された商店街振興組合

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）により設立された事業協同組合

ただし、別途定める事業協同組合は除く。

ウ 次に掲げる事項に照らし、区長が商店街と認めるもの

- (ア) 当該区域で、中小小売商業又はサービス業に属する事業者の相当数が近接して、その事業を営み、かつ、組織的な活動を行っていること。
- (イ) 社会通念上消費者により、まとまった買物の場として認識されていること。
- (ウ) 当該区域内に人又は車両が常時通行できる道路等を包含していること。
- (エ) 当該区域で活動を行うための会則等を有していること。

(6) 「商店街の連合会」とは、次に掲げるものをいう。

- ア 商店街振興組合法により設立された連合会
- イ 中小企業等協同組合法により設立された連合会
- ウ 上記以外で、区単位に組織された商店街連合会

(7) 「地域団体等」とは次に掲げるもので、会則等を有しているものをいう。

- ア 商工会、商工会連合会及び商工会議所
- イ 町会及び自治会
- ウ 特定非営利活動法人
- エ 区内に主たる事業所を持ち、商店街の組合員又は法人格を有する商店街等が過半を出資し、地域活性化を担うと区長が認める中小企業
- オ 社会福祉法人
- カ 中心市街地活性化協議会の構成員たる特定会社、一般社団法人及び一般財団法人
- キ その他の団体で、商店街等の存する地域において地域活動を行っていて事業実施団体として区長が適切と認めるもの（区の外郭団体、区の外郭団体以外で区が出資する中小企業、区の外郭団体以外の公益法人等）

(8) 「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）により認証された特定非営利活動法人であって、同法第2条第1項による特定非営利活動のうち、商店街等の街区内で行う次に掲げる活動を行う法人をいう。

- ア 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- イ 社会教育の推進を図る活動
- ウ まちづくりの推進を図る活動
- エ 観光の振興を図る活動
- オ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- カ 環境の保全を図る活動
- キ 災害救助活動
- ク 地域安全活動
- ケ 子供の健全育成を図る活動
- コ 情報化社会の発展を図る活動
- サ 経済活動の活性化を図る活動

シ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

ス 消費者の保護を図る活動

セ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営若しくは活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(9) 「社会福祉法人」とは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）により設立された社会福祉法人をいう。

(10) 「中心市街地活性化協議会の構成員たる特定会社及、一般社団法人及び一般財団法人」とは、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第15条第1項第2号に規定する特定会社、一般社団法人及び一般財団法人をいう。

(11) 「区の外郭団体」とは、区が出資又は出えんを行っている団体及び継続的な財政支出、人的支援等を行っている団体のうち、区の政策との連動性が高く、区の行政運営を支援する役割を有する団体で、知事が認めるものをいう。

(12) 「事業実施者」とは、実行委員会、実行委員会等に参加している商店街等及び実行委員会に参加している第7号ウ、エ、オ及びカの地域団体等をいう。ただし、同号ウ及びエについては実行委員会に参加することを条件に、設立を予定する者も対象とする。

(13) 「事業実施者が行う事業」（以下「連携事業」という。）とは、実行委員会が行うイベント事業及び事業実施者が連携して行う活性化事業で、別表1に例示する事業及びこれらと同趣旨の事業で事業実施者が自ら企画し実施するものをいう。ただし、次に掲げる事業を除く。

ア 内容が経常的な性格を有する事業

イ 商品券等の特典又は割引を付加する事業

ウ 他の補助金等を一部財源とする事業

エ 事業に係る全ての業務を委託する事業

オ 商店街の販売促進を目的としたイベント事業

(14) 「イベント事業」とは、地域の活性化を図ることを目的に、商店街の街区を中心とした地域において連続する期間に行われる行事に係る事業で、事業費全体に占める商店街等の負担割合が過半となるものをいう。

(15) 「活性化事業」とは、地域の活性化を図ることを目的に行う事業のうちイベント事業ではないもので、次に掲げる条件のすべてを満たすものをいう。

ア 実行委員会が策定した3年以上の期間にわたる中期計画の中で事業実施者が地域の活性化に向けて初年度に取り組む事業として位置付けられていること。ただし、商店街等が行う施設整備及び空き店舗の活用に係る取組については、複数回の申請を可能とする。

イ 実行委員会が策定した中期計画の中で事業実施者が初年度に取り組む事業において、事業費全体に占める商店街等の負担割合が過半となること。

ウ 計画の策定にあたって、都又は区市町村の専門家派遣事業による専門家から事前に助言を受けていること。また、商店街が行う施設整備及び空き店舗活用事業の2年目以降の申請にあたっても同様とする。

(補助金の交付対象)

第3条 補助金は、連携事業に必要な別表2のうち「補助対象経費」として掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)を予算の範囲内において、事業実施者に交付するものとする。

ただし、別表2のうち「補助対象外経費」として掲げられた経費は除く。

2 前条第12号の事業実施者のうち、地域団体等が活性化事業を実施する場合は、商店街等と連名で申請を行う場合に限り、第1項の補助金を交付する。なお、商店街等が地域団体等(地域団体等が複数ある場合は最も負担する地域団体等)と同程度以上の金額を負担することを条件とする。

3 第1項に規定する連携事業は、交付決定の日から翌年の3月31日までの期間に実施を完了する事業とする。

(補助金の額)

第4条 連携事業の1事業当たりの補助金の額は、次に掲げる額とする。なお、活性化事業について、第2条第12号の各事業実施者が複数の取組を一体的に行う場合は、これらの取組を一括して1事業とする。

(1) 「イベント事業」のうち商店街等が地域団体等と連携して行う新たな事業については、補助対象経費の5分の4以内の額又は補助限度額4百万円のいずれか低い額とする。

(2) 「イベント事業」のうち前号に記載した以外の継続的な事業については、補助対象経費の3分の2以内の額又は補助限度額333万3千円のいずれか低い額とする。

(3) 「活性化事業」については、補助対象経費の5分の4以内の額又は補助限度額1億円のいずれか低い額とする。

(4) 前号にかかわらず、第2条第5号ウに規定する商店街が実施する「活性化事業」については、補助対象経費の5分の4以内の額又は補助限度額1千万円以内のいずれか低い額とする。

(5) 「イベント事業」又は「活性化事業」を合わせて行う場合において、区が事業実施者に交付する補助金の額は、第1号から第4号までの額のそれぞれの範囲内で合計した額とする。

(6) 「活性化事業」のうち、商店街が複数回にわたって施設整備及び空き店舗の活用に係る取組を行う場合、当該年度に行う事業の補助限度額は、第3号又は第4号で定める限度額から前年度以前に実施した事業に係る補助金額の合計を差し引いた額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 事業実施者は、補助金の交付を受けようとするときは、別途定める期日までに、様式第1による補助金交付申請書を、必要な書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 区長は、前条の補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適正と認めるときは補助金の交付決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書により事業実施者に通知するものとする。

- 2 区長は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。
- 3 補助金の交付決定の額は、連携事業ごとの第4条各号の規定により算出する額（1千円未満の端数は切り捨て）又はその補助金交付申請額のいずれか低い額を合計した額とする。
- 4 前条の規定による補助金交付申請書が到達してから、当該申請に係る第1項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。

(申請の取下げ)

第7条 事業実施者は、前条の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を区長に提出することにより、申請を取り下げることができる。

- 2 前項に規定するほか、交付申請後に申請を取り下げようとするときは、遅滞なくその旨を記載した書面を区長に提出しなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第8条 事業実施者は、補助事業が当該年度内に完了することができないと見込まれるとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに様式第3による補助事業遅延等報告書を区長に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の内容変更等)

第9条 事業実施者は、補助事業の名称、実施内容等を変更しようとする場合又は中止をしようとする場合は、あらかじめ様式第4による変更等承認申請書を、必要な書類を添えて、区長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

- 2 事業実施者は、連携事業の実施内容等を変更しようとする場合又は中止をしようとする場合は、あらかじめ区に報告しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこ

の限りではない。

- 3 区長は、前項の承認をしたときは、様式第4の2により事業実施者に通知するものとする。

(状況報告)

第10条 事業実施者は、連携事業の遂行状況について、区長の要求があったときは速やかに書面により報告しなければならない。

(実績報告)

第11条 事業実施者は、原則、連携事業の実施が完了した月の翌々月末又は翌会計年度で別途定める日のいずれか早い日までに、必要な書類等を添えて様式第5による実績報告書を区長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 区長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る連携事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第6により事業実施者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により交付すべき補助金の額は、連携事業ごとの第4条各号の規定により算出する額（1千円未満の端数は切り捨て）又は第6条第3項に規定する額のいずれか低い額を合計した額とする。

(補助金の支払等)

第13条 区長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。ただし、補助金の交付決定後に事業の円滑な遂行のため区長が必要と認める場合は、概算払をすることができる。

- 2 事業実施者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第7による補助金請求書を、前項ただし書の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、様式第7の2による補助金概算払請求書を区長に提出しなければならない。
- 3 事業実施者は、補助金の概算払を受けたときは、前条の規定による補助金の額の確定通知書受領後、様式第8による補助金清算書を区長に提出し、速やかに補助金を清算しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 事業実施者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合には、速やかに様式第9によ

り報告しなければならない。

- 2 前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 区長は、事業実施者が次の各号のいずれかに該当する場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

- 2 前項の規定は、第12条の規定により交付すべき補助金の額の確定のあった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第16条 区長は、前条の規定による補助金の交付決定を取り消した場合において、連携事業の当該取消に係る部分に関し、既に事業実施者に補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

- 2 区長は、第12条の規定により事業実施者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補助金の経理等)

第17条 区長は、連携事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を商店街等が行う事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

(補助金に付すべき条件)

第18条 区長は、事業実施者に補助金を交付するときは、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、台帳を設け、その管理状況を明らかにしなければならないこと。
- (2) 取得財産等については、連携事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運営を図らなければならないこと。
- (3) 取得財産等を他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と

交換し又は債務の担保に供しようとする場合は、区長の承認を受けなければならないものとする。

- (4) 取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれる場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を区に納付しなければならないこと。
- (5) 連携事業の完了後、区長から要求のあったときは、事業内容等について常に公開できるよう書類を整備しなければならないこと。この場合において、公開期限は連携事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間とすること。

(取得財産等の管理及び処分)

第19条 事業実施者は、区長が別に定める期日までに前条第3号の規定により承認をしようとする場合は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加した価格が50万円以上のものについては、あらかじめ様式第10による取得財産等処分承認申請書を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

(検査)

第20条 事業実施者は、区長が板橋区職員をして連携事業の運営及び経理等の状況その他必要な事項について報告を求めさせた場合、又は検査させた場合には、これに応じなければならない。

(違約金及び延滞金の納付)

第21条 第15条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部の取消しを行い、第16条の規定により補助金の返還を命じたときは、区長は、事業実施者が補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、補助金の額（一部を返還した場合のその後の期間においては既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を事業実施者に納付させなければならない。

- 2 補助金の返還を命じた場合において、事業実施者が定められた納期日までに補助金を納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。
- 3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の基礎となる額の計算)

第22条 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものと

し、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

2 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、事業実施者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の基礎となる額の計算)

第23条 第21条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(非常災害の場合の措置)

第24条 非常災害等による被害を受け、連携事業の遂行が困難となった場合の措置については、区長が指示するところによる。

(補助事業の明示)

第25条 事業実施者は、連携事業を行うにあたって、板橋区の補助金を財源とする補助事業であることを明示しなければならない。

(その他)

第26条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、東京都板橋区補助金等交付規則(昭和42年板橋区規則第3号)に定めるほか、産業経済部長が別にこれを定める。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表1（第2条第13号関係）事業実施者が行う事業（例示）

1 実行委員会が行うイベント事業

- | |
|--|
| (1)文化、歴史など地域資源を活かしたイベント
①季節のイベント（七夕、盆踊り、クリスマス等） ②スポーツイベント ③地産地消イベント
④スタンプラリー、ウォークラリー ⑤各種フェスティバル、コンクール（音楽祭、ストリートアート等） |
| (2)資源リサイクル、環境対策に資するイベント
①エコキャンペーン（ごみゼロイベント等） ②クリーンキャンペーン（地域清掃イベント等） |
| (3)地域福祉、健康に資するイベント
①高齢者等を招待してのイベント ②健康フェスティバル |
| (4)防犯防災や生活安全に資するイベント
①防犯・防災フェア ②防災・避難体験訓練イベント |
| (5)青少年育成に資するイベント
①食育フェア ②自然体験イベント |

*イベント事業は、1か年度に1回までとする。なお、同一の商店街が構成員となっている実行委員会が複数ある場合は、いずれか1つの実行委員会のイベント事業のみを対象とする。

*商店街の販売促進イベント事業、会場設営のみのイベント事業は対象外とする。

*前年度以前に実施したイベントを行う場合は、前年度以前に実施していない取組（新規の取組）をイベントに盛り込むこと

2 実行委員会が行う活性化事業

- | |
|---|
| (1)コミュニティ機能の強化を図るための事業
①安全パトロール事業 ②エコ・リサイクル事業 |
| (2)組織力、経営力の強化を図るための事業
①普及宣伝 ②人材育成 ③地域ブランド・商品開発 |

*活性化事業は、1か年度に1回までとする。

*施設・設備の整備を行う事業は対象外とする。

*商業ビルや地下街における商店街については、原則として、活性化事業の補助対象外とする。

3 商店街等が行う活性化事業

- | |
|---|
| (1)施設を整備する事業
①共同設備等の改修（街路灯等、アーケード、カラー舗装等）
②来街者の集客を目的とした施設、設備の整備（ファザード、統一看板等） |
| (2)IT機能の強化を図るための事業
①IC多機能カード導入 ②スマートフォンアプリの導入 |
| (3)顧客利便機能の強化を図るための事業
①タウンモビリティ導入 ②宅配事業 |
| (4)コミュニティ機能の強化を図るための事業
①空き店舗等を活用した事業（交流施設、保育施設、高齢者向け施設等） |
| (5)組織力、経営力の強化を図るための事業
①普及宣伝 ②人材育成 ③地域ブランド・商品開発
④空き店舗等を活用した事業（創業支援施設、チャレンジショップ等） |

*活性化事業は1か年度に1回までとする。

*施設を整備する事業は、商店街関係者の利用を目的としたものや個店に特化したものは対象外とする。

*施設整備事業及び空き店舗活用事業は独立した事業として認められた場合に複数回の申請（施設整備事業は事業開始年度の翌々年度末までの期間、空き店舗活用事業は事業開始月から3年を経過した日の属する月の前月末日までの期間の事業実施に係る申請）を可能とする。

*商業ビルや地下街における商店街については、原則として、活性化事業の補助対象外とする。

4 地域団体等が行う活性化事業

(1)顧客利便機能の強化を図るための事業

- ①タウンモビリティ導入 ②宅配事業

(2)コミュニティ機能の強化を図るための事業

- ①空き店舗等を活用した事業（交流施設、保育施設、高齢者向け施設等）

(3)組織力、経営力の強化を図るための事業

- ①普及宣伝 ②人材育成 ③地域ブランド・商品開発

- ④空き店舗等を活用した事業（創業支援施設、チャレンジショップ等）

*活性化事業は1か年度に1回までとする。

*商店街と連名での申請を行う場合に限る。なお、商店街が地域団体と同程度以上の金額を負担することを条件とする。

*2～4については、実行委員会が策定した3年以上の期間にわたる中期計画の中で事業実施者が初年度に取り組む事業として位置付けられた事業をいう（当初の計画に記載された商店街の施設整備事業及び空き店舗活用事業は除く）。なお、計画の策定にあたって都又は区の専門家派遣事業による専門家から事前に助言を受けるものとする。また、商店街が行う施設整備及び空き店舗活用事業の2年目以降の申請にあたっても同様とする。

別表2（第3条関係）

1 実行委員会が行うイベント事業

(1)補助対象経費

区 分	摘 要
事業周知に要する経費	イベント限定のHP作成も補助対象とする。
会場設営及び運営委託に要する経費	
景品購入費（商店街の販売促進に係るものは除く）	不特定多数の者にあらかじめ周知した個数以下の部分 景品単価1万円以下の部分 総額で90万円以下の部分
記念品購入費	不特定多数の者にあらかじめ周知した個数以下の部分
出演料	
その他諸経費	

*地域団体が負担する分も含めた経費が補助対象となる。但し、実行委員会の事業費負担全体に占める商店街負担割合を過半とすること

*百万円以上の経費については、複数業者からの見積書を徴し、適正な価格の業者を選定すること。

(2)補助対象外経費

区 分	摘 要
役員や来賓等の特定の者に係る経費	
実施主体である実行委員会関係者及びその同居する親族（同一生計）に対して支出する経費	
共催団体に対して支出する経費	
商店街の販売促進に係る景品購入費	商店街店舗での一定金額の商品購入により抽選券等を配布して行う抽選会の景品
景品及び記念品購入費のうち	
不特定多数の者にあらかじめ周知していない部分	
特定の商店街のみで使用可能な商品券	
現金、宝くじ	
区が定める経費単価を超える経費	短期雇用者の時間給等
使用実績のないもの	天災地変の発生によりやむを得ず使用されなかった施設・設備の設営に係る経費は除く
補助事業に直接必要のない経費	他の事業で使用が可能な備品の購入等

2 実行委員会が行う活性化事業

(1)補助対象経費

区 分	摘 要
コミュニティ機能の強化に要する経費	
組織力、経営力強化に要する経費	

*百万円以上の経費については、複数業者からの見積書を徴し、適正な価格の業者を選定すること。

(2)補助対象外経費

区 分	摘 要
施設・設備の整備に要する経費	
IT機能の強化に要する経費	他の事業で使用が可能なパソコン等の購入等
法定耐用年数に満たない既存施設の改修等に係る経費	アーケードの再塗装を除く

既存施設の機能維持のみを目的とした修繕、保守等に 係る経費	再塗装、根巻き補修を除く
既存施設の消耗品の交換に係る経費	
建物及び土地の取得、賃借、造成、補償に係る経費	
実施主体である実行委員会関係者及びその同居する親 族（同一生計）に対して支出する経費	
区が定める経費単価を超える経費	短期雇用者の時間給、専門家等に対する謝金等
使用実績がないもの	
補助事業に直接必要のない経費	他の事業で使用が可能な備品の購入等
イベントに係る経費	

3 商店街等が行う活性化事業

(1)補助対象経費

区 分	摘 要
施設整備に要する経費	（駐車場・駐輪場整備に係る土地賃借料）事業開始日の属する年度の3月31日までを限度とする。ただし、空き店舗活用事業の中で行う場合は、事業開始日から起算して3年を経過した日の属する月の前月末日までを限度とする。月額30万円を限度とする。
IT機能の強化に要する経費	
顧客利便機能の強化に要する経費	
コミュニティ機能の強化に要する経費	（空き店舗活用事業に係る建物賃借料）事業開始日から起算して3年を経過した日の属する月の前月末日までを限度とする。月額30万円を限度とする。（空き店舗活用事業に係る人件費）事業開始日から起算して3年を経過した日の属する月の前月末日までを限度とする。事業実施に必要な業務を行うために補助事業者が直接雇用する者に対して支払われる経費とする。従来から雇用している職員、アルバイトについての費用振替は認めない。月額15万円を限度とする。
組織力、経営力強化に要する経費	
上記経費に係る事業に付随する完成記念イベントに要する経費	イベント事業の補助対象経費のとおり
消費税	免税事業者のみ

*百万円以上の経費については、複数業者からの見積書を徴し、適正な価格の業者を選定すること。

*空き店舗活用事業における土地賃借料、建物賃借料、人件費の起算日となる事業開始日とは、事業実施のための賃借料又は人件費いずれか早い方の支払が発生した月初をいい、各経費の補助期間の終期は同一とする。

(2)補助対象外経費

区 分	摘 要
法定耐用年数に満たない既存施設の改修に係る経費	アーケードの再塗装を除く
既存施設の機能維持のみを目的とした修繕、保守等に 係る経費	再塗装、根巻き補修を除く
既存施設の消耗品の交換に係る経費	
土地の取得、賃借、造成、補償に係る経費	駐車場及び駐輪場整備に係る土地賃借料は除く。
実施主体である商店街関係者及びその同居する親族 （同一生計）に対して支出する経費	

区が定める経費単価を超える経費	短期雇用者の時間給、専門家等に対する謝金、街路灯1基当たりの設置単価等
使用実績がないもの	
補助事業に直接必要のない経費	他の事業で使用が可能な備品の購入等
イベントに係る経費	イベント事業の補助対象外とする経費のとおり

4 地域団体等が行う活性化事業

(1)補助対象経費

区 分	摘 要
施設整備に要する経費	建物の整備については改修に限る。(駐車場・駐輪場整備に係る土地賃借料) 事業開始日の属する年度の3月31日までを限度とする。月額30万円を限度とする。
IT機能の強化に要する経費	
顧客利便機能の強化に要する経費	
コミュニティ機能の強化に要する経費	(空き店舗活用事業に係る建物賃借料) 事業開始日の属する年度の3月31日までを限度とする。月額30万円を限度とする。(空き店舗活用事業に係る人件費) 事業開始日の属する年度の3月31日までを限度とする。事業実施に必要な業務を行うために補助事業者が直接雇用する臨時のアルバイト代等として支払われる経費とする。従来から雇用している職員、アルバイトについての費用振替は認めない。月額15万円を限度とする。
組織力、経営力強化に要する経費	
上記経費に係る事業に付随する完成記念イベントに要する経費	イベント事業の補助対象経費のとおり
法人設立に要する経費	要綱第3条第7号ウ及びビエの団体を設立する場合のみ事業実施者が事業実施において設立する際の定款認証経費、司法書士経費、登録印紙代

*百万円以上の経費については、複数業者からの見積書を徴し、適正な価格の業者を選定すること。

(2)補助対象外経費

区 分	摘 要
法定耐用年数に満たない既存施設の改修等に係る経費	アーケードの再塗装を除く
既存施設の機能維持のみを目的とした修繕、保守等に係る経費	再塗装、根巻き補修を除く
既存施設の消耗品の交換に係る経費	
建物及び土地の取得、賃借、造成、補償に係る経費	駐車場及び駐輪場整備に係る土地賃借料は除く。空き店舗活用事業に係る建物賃借料は除く。
実施主体である地域団体関係者及びその同居する親族(同一生計)に対して支出する経費	
区が定める経費単価を超える経費	短期雇用者の時間給、専門家等に対する謝金等
使用実績がないもの	
補助事業に直接必要のない経費	他の事業で使用が可能な備品の購入等
イベントに係る経費	イベント事業の補助対象外とする経費のとおり
消費税	

様式第1（第5条関係）

年 月 日

（ 宛 先 ）
板 橋 区 長

所 在 地
商店街等名
代 表 者

年度板橋区地域連携型商店街事業費補助金交付申請書

標記の補助金に係る事業を下記のとおり行うので、板橋区地域連携型商店街事業費補助金交付要綱第5条の規定により、補助金の交付を申請する。

記

1. 補助事業の内容

(1) 事業名

(2) 事業の内容 別紙のとおり

2. 補助金交付申請額 金 円

年度板橋区地域連携型商店街事業費補助金交付決定通知書

所在地
商店街等名
代表者

年 月 日付けで申請のあった 年度板橋区地域連携型商店街事業費補助金
については、下記により交付する。

年 月 日

板橋区長

記

第1 交付金額

金 円

第2 補助事業名

第3 補助事業の内容

申請書記載のとおりとする。

第4 通則

補助事業者は、補助事業を行うに当たっては、この文書に定めるもののほか、板橋区地域連携型商店街事業費補助金交付要綱に定めるところに従わなければならない。

第5 事情変更による決定の取消し等

- 1 区長は、この交付の決定後において、その後の事情により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。
- 2 1の規定によるこの交付の決定の取消しにより特別に必要となった事務及び事業に対しては、次に掲げる経費に係る補助金を交付することがある。
 - (1) 補助事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他残務処理に要する経費
 - (2) 補助事業を行うために締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費
- 3 2の規定による補助金の額の2の(1)又は(2)に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、1の規定による取消しに係る補助事業についての補助金に準ずる。

様式第3（第8条関係）

年 月 日

（ 宛 先 ）
板 橋 区 長

所 在 地
商店街等名
代 表 者

年度板橋区地域連携型商店街事業費補助金に係る補助事業遅延等報告書

年 月 日付 第 号をもって交付決定の通知のあった標記事業について、下記のとおり事故があったので、板橋区地域連携型商店街事業費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告する。

記

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 補助事業遅延等の内容及び原因
- 3 補助事業遅延等に対する措置
- 4 補助事業の進捗状況及び完了の予定

様式第4（第9条関係）

年 月 日

（ 宛 先 ）
板 橋 区 長

所 在 地
商店街等名
代 表 者

年度板橋区地域連携型商店街事業費補助金
に係る補助事業の内容の変更等承認申請書

年 月 日付 第 号をもって交付決定の通知のあった標記事業の内容
を下記のとおり変更（*中止）したいので、板橋区地域連携型商店街事業費補助金交付要綱第9条第
1項の規定に基づき、承認を申請する。

記

1 補助事業名

3 補助金交付決定額

金 千円

4 変更（*中止）の内容

5 変更（*中止）の理由

様式第4の2（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

板橋区長

年度板橋区地域連携型商店街事業費補助金
に係る補助事業の内容の変更（*中止）承認について

年 月 日付で申請のあった標記事業の内容の変更（*一部中止）について、板橋区地域連携型商店街事業費補助金交付要綱第9条第3項の規定に基づき、下記のとおり承認する。

記

1 承認内容

2 付帯条件

様式第5（第11条関係）

年 月 日

（ 宛 先 ）
板 橋 区 長

所 在 地
商店街等名
代 表 者

年度板橋区地域連携型商店街事業費補助金に係る補助事業実績報告書

年 月 日付 第 号により交付決定の通知のあった標記補助事業が完了したので、板橋区地域連携型商店街事業費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおりその実績を報告する。

記

1 交付決定額 金 千円

2 補助事業の実績 別紙のとおり

年度板橋区地域連携型商店街事業費補助金に係る補助事業確定通知書

所在地
商店街等名
代表者

年 月 日付 第 号により交付決定した板橋区地域連携型商店街事業費補助金については、年 月 日付をもって提出された実績報告書を審査した結果、補助事業の成果が当該補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるので、その額を金 円に確定する。

*（返還額のある場合）

金 円に確定し、既に交付した補助金 円との
差額 円を 年 月 日までに返還するよう命ずる。

年 月 日

板橋区長

様式第7（第13条関係）

年 月 日

（ 宛 先 ）
板 橋 区 長

所 在 地
商店街等名
代 表 者

年度板橋区地域連携型商店街事業費補助金請求書

年 月 日付 第 号をもって確定通知のあった標記補助事業について、板橋区地域連携型商店街事業費補助金交付要綱第13条第2項の規定により、下記のとおり請求する。

記

1 補助事業名

2 確定額 金 千円

3 請求額 金 千円

第7号様式の2（第13条関係）＊概算払の場合

年 月 日

（ 宛 先 ）
板 橋 区 長

所 在 地
商店街等名
代 表 者

年度板橋区地域連携型商店街事業補助金概算払請求書

年 月 日付 第 号をもって交付決定の通知のあった標記補助事業について板橋区地域連携型商店街事業費補助金交付要綱第13条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

- | | | |
|-----------|---|----|
| 1 補助事業名 | | |
| 2 概算払請求理由 | | |
| 3 交付決定額 | 金 | 千円 |
| 4 概算払請求額 | 金 | 千円 |
| 5 残 額 | 金 | 千円 |

（ 宛 先 ）
板 橋 区 長

所 在 地
商店街等名
代 表 者

年度板橋区地域連携型商店街事業補助金清算書

年 月 日付 第 号をもって確定通知のあった標記補助事業が完了したので、板橋区地域連携型商店街事業費補助金交付要綱第13条第3項の規定により、下記のとおり清算します。

記

1 交 付 決 定 額	金	千円
2 確 定 額	金	千円
3 概算払受領済額	金	千円
4 清 算 額	金	千円
5 残 額	金	千円

様式第9（第14条関係）

年 月 日

（ 宛 先 ）
板 橋 区 長

所 在 地
商店街等名
代 表 者

年度板橋区地域連携型商店街事業費補助金
に係る消費税及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

板橋区地域連携型商店街事業費補助金交付要綱第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|--|---|
| 1 補助金額（区長が確定通知書により通知した額） | 円 |
| 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び
地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 円 |

様式第10（第19条関係）

年 月 日

（ 宛 先 ）
板 橋 区 長

所 在 地
商店街等名
代 表 者

年度板橋区地域連携型商店街事業費補助金
に係る取得財産等処分承認申請書

年度板橋区地域連携型商店街事業費補助金により取得した取得財産等の処分について、板橋区地域連携型商店街事業費補助金交付要綱第19条の規定により、下記のとおり申請する。

記

- 1 処分予定の取得財産等に係る補助事業の名称
- 2 処分予定の取得財産等の品目及び取得年月日
- 3 処分予定の取得財産等の取得価格（効用の増加した価格）及び時価
- 4 処分予定の取得財産等の設置場所
- 5 処分予定方法
- 6 処分予定理由